



いろはとかえでの けんぽ相談室



出産で

仕事を休んだときの生活保障

出産手当金 編

協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター
健康いろは & 健康かえで

Q1.

出産のために仕事を休み、その間の給与の支払いを受けられませんでした。健康保険からの給付はありますか？



申請により、**出産手当金を受けることができます。**(対象は被保険者のみ)申請できる期間は、

「**出産日(出産が予定より後になった場合は、出産予定日)以前42日(多胎の場合は98日)から、出産日の翌日以降56日**」までの範囲内です。

Q2.

出産手当金の申請をしたいのですが、何をしたらいいのでしょうか？

「**出産手当金支給申請書**」を記入して、**協会けんぽに提出**しましょう。

申請書は全部で3ページ。本人、会社、医師・助産師が記入します。**出勤簿・賃金台帳の添付は不要**です。

Q3.

賃金台帳を添付したのに、事業主証明の不備で申請書を返戻されたのはなぜですか？

出勤簿・賃金台帳等の添付書類については審査を行いません。計算方法等は、**事業主証明欄**にご記入をお願いします。

Q4.

出産手当金は、産前・産後分をまとめて申請しないとイケませんか？

産前分、産後分など**複数回に分けて申請することもできます。**ただし、事業主の証明欄については、**毎回証明が必要**です。

なお、1回目の申請が出産後で、医師・助産師の証明により**出産日等が確認**できる場合は、**2回目以降の医師・助産師の証明は省略**できます。

Q5.

出産日は産前、産後のどちらの期間に入りますか？

出産日は産前期間に入ります。

Q6.

出産予定日より遅れて出産した場合、**出産手当金の支給期間**はどうなりますか？

遅れた期間についても支給対象となります。



支給期間は、

「**出産予定日以前42日(多胎の場合は98日) + 出産日から遅れた**出産日までの日数** + 出産日の翌日以降56日**」

となります。

Q7.

傷病手当金と**出産手当金**の両方が受給できる場合はどうなりますか？

出産手当金が優先されます。

ただし、**出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ない**場合は、**傷病手当金を申請**することにより、**出産手当金との差額を受給**することができます。

詳しい制度説明は裏面をご覧ください ➡

出産手当金

出産手当金とは、被保険者（任意継続被保険者を除く）の方が出産のため仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活保障です。

支給条件 次の、①～③を満たすとき、支給されます。

- ① 被保険者が出産した（する）こと（被扶養者の出産は対象外です）
- ② 妊娠4カ月（85日）以上の出産であること（早産、死産〔流産〕、人工妊娠中絶を含む）
- ③ 出産のため仕事を休み、給料を受けられないこと（給料を受けていても出産手当金の額より少ない場合は、差額を受けることができます）

傷病手当金を受けられる場合

両方を受給できる期間は、**出産手当金のみ支給**されます。

ただし、傷病手当金と出産手当金は、その支給日額が異なる場合がありますので、**出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ない場合には、傷病手当金を請求**することにより、**出産手当金との差額が支給**されます。



支給額の計算方法

支給総額

=

支給開始日の属する月以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

支給開始日とは、一番最初に出産手当金が支給された日のことです。



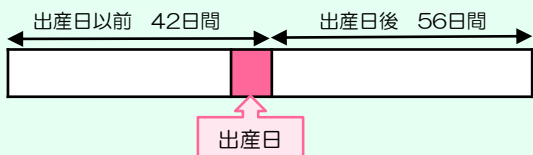
支給開始日の属する月以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、次の①②のいずれか低い方の額を使用します。

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額平均額
- ② 平成31年3月31日までは28万円、平成31年4月1日以降は30万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

支給期間

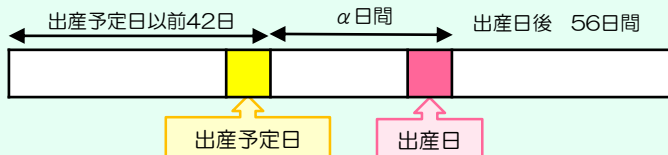
支給期間は、出産日（出産が予定より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎の場合は98日）から、出産日の翌日以降56日です。

◆ 産予定日に出産した場合
又◆ 産予定日より早く産した場合◆



請求可能期間 = 42日（多胎妊娠98日） + 56日

◆ 産予定日より遅く産した場合◆



請求可能期間 = 42日（多胎妊娠98日） + α日 + 56日

退職後の継続給付

次の、①～③を満たす場合は、退職後も引き続き、出産手当金を受けることができます。

- ① 退職日までに、継続して1年以上被保険者であること（任意継続は除く）
- ② 退職日に出勤していないこと
- ③ 「出産日（出産が予定より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎の場合は98日）から、出産日の翌日以降56日」の期間中に退職していること

提出書類

出産手当金支給申請書 ※出勤簿・賃金台帳の添付は**不要**です。

ご確認ください！

【添付書類】

- 支給開始日の属する月までの12ヶ月間に「勤務先が変更した場合／定年再雇用で保険証の番号が変更した場合／退職後に任意継続被保険者になった場合（ただし協会けんぽに加入していた場合に限る）」または「解散した健康保険組合に加入していた期間がある場合」
→ 以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間を記載した書類



申請期限：出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年以内